

【 短期入所 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)※表示金額は1割負担の場合

R3/4/1改訂

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費(ii)	1日	個室	815	890	955	1,015	1,072
施設サービス費(iv)		2人室	899	977	1,041	1,100	1,159
(介護保険1割負担分)		4人室	899	977	1,041	1,100	1,159
居住費	1日	個室	1,840				
		2人室	920				
		4人室	460				
食費	1日		1,770				
教養娯楽費(※1)	1日		100				
日用品費(※2)	1日		200				
部屋代	1日	個室	2,100				
	1日	2人室	1,000				

※朝食:410、昼食:690、夕食:670 (オヤツ代含む)

※1:レクリエーション費用等

※2:タオル、シャンプー、リンス、石けん等

■1日あたりにかかるおおよその費用(単位:円)※表示負担は1割負担の場合

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
※療養介護費、居住費	個室		6,825	6,900	6,965	7,025	7,082
食費、教養娯楽費、日用品費	2人室		4,889	4,967	5,031	5,090	5,149
部屋代を算定した金額	4人室		3,429	3,507	3,571	3,630	3,689

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は1割負担分/単位:円)

送迎加算	1回	189	片道あたり
療養食加算	1回	8	医師の指示により療養食を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	1日	246	リハビリスタッフが1日20分以上の個別リハビリを行った場合
夜勤体制加算	1日	25	介護および看護職員を人数基準以上に配置
重度療養管理加算	1日	123	該当者のみ
緊急短期入所受入対応加算	1日	92	14日を上限
認知症ケア加算	1日	78	介護を必要とする認知症入所者にサービスを行った場合
サービス提供強化加算(Ⅱ)	1日	18	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合

【 短期入所 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)※表示金額は2割負担の場合

R3/4/1改訂

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費(ii)	1日	個室	1,631	1,781	1,910	2,029	2,144
施設サービス費(iv)		2人室	1,797	1,953	2,083	2,200	2,319
(介護保険2割負担分)		4人室	1,797	1,953	2,083	2,200	2,319
居住費	1日	個室	1,840				
		2人室	920				
		4人室	460				
食費	1日		1,770				
教養娯楽費(※1)	1日		100				
日用品費(※2)	1日		200				
部屋代	1日	個室	2,100				
	1日	2人室	1,000				

※朝食:410、昼食:690、夕食:670 (オヤツ代含む)

※1:レクリエーション費用等

※2:タオル、シャンプー、リンス、石けん等

■1日あたりにかかるおおよその費用(単位:円)表示金額は2割負担の場合

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
※療養介護費、居住費	個室	7,641	7,791	7,920	8,039	8,154
食費、教養娯楽費、日用品費	2人室	5,787	5,943	6,073	6,190	6,309
部屋代を算定した金額	4人室	4,327	4,483	4,613	4,730	4,849

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は2割負担分/単位:円)

送迎加算	1回	378	片道あたり
療養食加算	1回	16	医師の指示により療養食を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	1日	493	リハビリスタッフが1日20分以上の個別リハビリを行った場合
夜勤体制加算	1日	49	介護および看護職員を人数基準以上に配置
重度療養管理加算	1日	246	該当者のみ
緊急短期入所受入対応加算	1日	185	14日を上限
認知症ケア加算	1日	156	介護を必要とする認知症入所者にサービスを行った場合
サービス提供強化加算(Ⅱ)	1日	37	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合

【 短期入所 】

介護老人保健施設 静岡徳洲苑

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)※表示金額は3割負担の場合

R2/4/1改訂

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
施設サービス費(ii)	1日	個室	2,446	2,671	2,865	3,044	3,217
施設サービス費(iv)		2人室	2,696	2,930	3,124	3,300	3,478
(介護保険3割負担分)		4人室	2,696	2,930	3,124	3,300	3,478
居住費	1日	個室	1,840				
		2人室	920				
		4人室	460				
食費	1日		1,770				
教養娯楽費(※1)	1日		100				
日用品費(※2)	1日		200				
部屋代	1日	個室	2,100				
	1日	2人室	1,000				

※朝食:410、昼食:690、夕食:670 (オヤツ代含む)

※1:レクリエーション費用等

※2:タオル、シャンプー、リンス、石けん等

■1日あたりにかかるおおよその費用(単位:円)表示金額は3割負担の場合

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
※療養介護費、居住費	個室		8,456	8,681	8,875	9,054	9,227
食費、教養娯楽費、日用品費	2人室		6,686	6,920	7,114	7,290	7,468
部屋代を算定した金額	4人室		5,226	5,460	5,654	5,830	6,008

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は3割負担分/単位:円)

送迎加算	1回	567	片道あたり
療養食加算	1回	25	医師の指示により療養食を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	1日	739	リハビリスタッフが1日20分以上の個別リハビリを行った場合
夜勤体制加算	1日	74	介護および看護職員を人数基準以上に配置
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1日	105	在宅復帰指標が基準を超えている施設
重度療養管理加算	1日	370	該当者のみ
緊急短期入所受入対応加算	1日	277	14日を上限
認知症ケア加算	1日	234	介護を必要とする認知症入所者にサービスを行った場合
サービス提供強化加算(Ⅱ)	1日	56	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合

【 予防短期入所 】

介護老人保健施設 静岡徳洲

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)表示金額は1割負担の場合

R3/4/1改訂

			要支援1	要支援2
施設サービス費(ii)	1日	個室	636	783
施設サービス費(iv)		2人室	676	839
(介護保険1割負担分)		4人室	676	839
居住費	1日	個室	1,840	
		2人室	920	
		4人室	460	
食費	1日		1,770	
教養娯楽費(※1)	1日		100	
日用品費(※2)	1日		200	
部屋代	1日	個室	2,100	
	1日	2人室	1,000	

※朝食:410、昼食:690、夕食:670 (オヤツ代含む)

※1:レクリエーション費用等

※2:タオル、シャンプー、リンス、石けん等

■1日あたりにかかるおおよその費用(単位:円)※表示金額は1割負担の場合

			要支援1	要支援2
※療養介護費、居住費	個室		6,646	6,793
食費、教養娯楽費、日用品費	2人室		4,666	4,829
部屋代を算定した金額	4人室		3,206	3,369

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は1割負担分/単位:円)

送迎加算	1回	189	片道あたり
療養食加算	1回	8	医師の指示により療養食を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	1日	246	リハビリスタッフが1日20分以上の個別リハビリを行った場合
夜勤体制加算	1日	25	介護および看護職員を人数基準以上に配置
若年性認知症利用者受入加算	1日	123	若年性認知症利用者を受け入れた場合
認知症緊急対応加算	1日	205	認知症の利用者を緊急受入した場合。7日を上限
緊急時治療管理加算	1回	513	病状が重篤となり緊急に医療行為を行った場合
サービス提供強化加算(Ⅱ)	1日	18	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合

【 予防短期入所 】

介護老人保健施設 静岡徳洲

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)※表示金額は2割負担の場合

R3/4/1改訂

			要支援1	要支援2
施設サービス費(ii)	1日	個室	1,271	1,565
施設サービス費(iv)		2人室	1,352	1,678
(介護保険2割負担分)		4人室	1,352	1,678
居住費	1日	個室	1,840	
		2人室	920	
		4人室	460	
食費	1日		1,770	
教養娯楽費(※1)	1日		100	
日用品費(※2)	1日		200	
部屋代	1日	個室	2,100	
	1日	2人室	1,000	

※朝食:410、昼食:690、夕食:670 (オヤツ代含む)

※1:レクリエーション費用等

※2:タオル、シャンプー、リンス、石けん等

■1日あたりにかかるおおよその費用(単位:円)※表示金額は2割負担の場合

			要支援1	要支援2
※療養介護費、居住費	個室		7,281	7,575
食費、教養娯楽費、日用品費	2人室		5,342	5,668
部屋代を算定した金額	4人室		3,882	4,208

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は2割負担分/単位:円)

送迎加算	1回	378	片道あたり
療養食加算	1回	16	医師の指示により療養食を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	1日	493	リハビリスタッフが1日20分以上の個別リハビリを行った場合
夜勤体制加算	1日	49	介護および看護職員を人数基準以上に配置
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	1日	70	在宅復帰指標が基準を超えている施設
若年性認知症利用者受入加算	1日	246	若年性認知症利用者を受け入れた場合
認知症緊急対応加算	1日	411	認知症の利用者を緊急受入した場合。7日を上限
緊急時治療管理加算	1回	513	病状が重篤となり緊急に医療行為を行った場合
サービス提供強化加算(Ⅱ)	1日	37	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数x21/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数x39/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合

【 予防短期入所 】

介護老人保健施設 静岡徳洲

■基本的な料金(1日あたり/単位:円)※表示金額は3割負担の場合

R3/4/1改訂

			要支援1	要支援2
施設サービス費(ii)	1日	個室	1,907	2,348
施設サービス費(iv)		2人室	2,027	2,517
(介護保険3割負担分)		4人室	2,027	2,517
居住費	1日	個室	1,840	
		2人室	920	
		4人室	460	
食費	1日		1,770	
教養娯楽費(※1)	1日		100	
日用品費(※2)	1日		200	
部屋代	1日	個室	2,100	
	1日	2人室	1,000	

※朝食:410、昼食:690、夕食:670 (オヤツ代含む)

※1:レクリエーション費用等

※2:タオル、シャンプー、リンス、石けん等

■1日あたりにかかるおおよその費用(単位:円)※表示金額は3割負担の場合

			要支援1	要支援2
※療養介護費、居住費	個室		7,917	8,358
食費、教養娯楽費、日用品費	2人室		6,017	6,507
部屋代を算定した金額	4人室		4,557	5,047

■以下に該当する場合は加算料金をいただきます(介護保険適用/表示金額は3割負担分/単位:円)

送迎加算	1回	567	片道あたり
療養食加算	1回	25	医師の指示により療養食を提供した場合
個別リハビリテーション実施加算	1日	739	リハビリスタッフが1日20分以上の個別リハビリを行った場合
夜勤体制加算	1日	74	介護および看護職員を人数基準以上に配置
若年性認知症利用者受入加算	1日	370	若年性認知症利用者を受け入れた場合
認知症緊急対応加算	1日	616	認知症の利用者を緊急受入した場合。7日を上限
緊急時治療管理加算	1回	1574	病状が重篤となり緊急に医療行為を行った場合
サービス提供強化加算(Ⅱ)	1日	56	介護福祉士の割合が60%以上
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×21/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数×39/1000(1月につき)		厚生労働大臣基準の全てに適合